

# 建設業許可申請・変更の手引

知事許可に係る新規・追加・更新・変更・認可に関する書類の受付は各土木センターです。

土木センター 担当部署 所在地	担当市町村
<b>新川土木センター 業務班</b> 〒937-0863 魚津市新宿10-7 (魚津総合庁舎内) 0765-22-9115	魚津市 滑川市 黒部市 入善町 朝日町
<b>富山土木センター 業務班</b> 〒930-0096 富山市舟橋北町1-11 (富山総合庁舎内) 076-444-4446	富山市 上市町 立山町 舟橋村
<b>高岡土木センター 業務班</b> 〒933-0806 高岡市赤祖父211 (高岡総合庁舎内) 0766-26-8423	高岡市 氷見市 小矢部市 射水市
<b>砺波土木センター 業務班</b> 〒939-1532 南砺市寺家330 0763-22-3547	砺波市 南砺市

富山県 土木部 建設技術企画課 建設業係

〒930-8501

富山市新総曲輪1-7

076-444-3316

改訂：令和5年7月

# 建設業関連窓口一覧

(国) 国土交通省 総合政策局 建設業課 許可係

[国土交通省HP] <http://www.mlit.go.jp/>

<p><b>【審査担当】</b> 北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係 (直通) 025-370-6571 (代表) 025-280-8880 内線6145 〔北陸地方整備局HP〕 <a href="http://www.hrr.mlit.go.jp/">http://www.hrr.mlit.go.jp/</a></p>
<p><b>【建設コンサルタントの登録】</b> 北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係 (直通) 025-370-6571 (代表) 025-280-8880 内線6145</p>
<p><b>【大臣特認】</b> 国土交通省 総合政策局 建設業課 (代表) 03-5253-8111 内線24718</p>

(県)

[県HP] <http://www.pref.toyama.jp/>

<p><b>【解体工事業者の登録】</b> 富山県 建設技術企画課 建設業係 (直通) 076-444-3316</p>
<p><b>【解体工事の届出】 【建設工事等に伴い発生する残土対策】</b> 富山県 建設技術企画課 技術指導係 (直通) 076-444-3298</p>
<p><b>【産業廃棄物処理 (収集・運搬業、処分業)、処理施設の許可・届出】</b> 富山県 環境政策課 廃棄物対策班 (直通) 076-444-9618</p>
<p><b>【宅地建物取引業者の免許】</b> 富山県 建築住宅課 管理係 (直通) 076-444-3355</p>
<p><b>【建設工事等競争入札参加資格の審査】</b> 富山県 管理課 入札・契約係 (直通) 076-444-3309</p>
<p><b>【電気工事業者の登録・届出】</b> 富山県 消防課 ガス火薬保全係 (直通) 076-444-4588</p>
<p><b>【建設機械の打刻又は検認の申請に対する審査】</b> 富山県 建設技術企画課 建設業係 (直通) 076-444-3316</p>

## はじめに

この手引は、建設業の許可を受けようとする方及び変更届を提出する方のために、建設業法に基づく許可の基準や申請の手続などを簡明にまとめたものです。法律の趣旨を十分ご理解のうえ、この手引を参考に手続を行ってください。

なお、申請又は変更届出の際に、申請用紙の記入漏れや添付書類の不備が判明した場合には、その補正を本県担当者から依頼いたしますので、補正すべき内容及びその理由を理解したうえで、速やかに補正してください。補正に要した期間は標準処理期間には含まれないこととされ、当該期間中は審査業務が中断されます。補正依頼に従わない場合には、取下げや却下処分を行うこととなります（※いかなる理由をもっても手数料は返還できません）。

また、提出書類や添付書類に虚偽や不正があった場合には、刑事罰（6月以下の懲役又は100万円以下の罰金）の対象となります。

- 申請手続の代理については、法律で行政書士会に登録された行政書士及び弁護士会に登録された弁護士に限られています。これらの者以外の方が、業としてこれを行うことはできません。
- 行政書士の補助人が法令上行うことができる業務は、以下の事項に限られます。
  - 官公署への書類提出（単に書類を提出又は受領する行為）
  - 官公署窓口における書類の訂正（ただし、明らかな誤記の訂正に限る。）なお、本県建設業許可に係る業務のうち、行政書士本人が自ら行うべき業務としては【補正指示（※明らかな誤記の訂正は除く。）に関する本県担当者との交渉】や【新規許可申請等の際の本県担当者による営業所調査への立会い】等が挙げられます。
- 法令違反の事実が確認された場合には、本県から関係機関等への通報を行うこととなりますので、ご注意ください。

この手引きは、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」及び「建設業許可事務ガイドラインについて」（令和3年12月9日国不建第361号）を参考にして作成しています。

([http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000192.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000192.html))

# 目 次

※ 建設業法の目的	1
<b>1 建設業の許可と種類</b>	
(1) 建設業とは	2
(2) 許可を必要とする者	2
許可を受けなくてもできる工事（軽微な建設工事）	2
(3) 許可の種類	2
(4) 建設工事と建設業の種類	3
<b>2 営業所の要件</b>	8
<b>3 建設業の許可区分（一般建設業と特定建設業）</b>	8
(1) 下請金額の制限	8
(2) 専任技術者になり得る資格	9
(3) 財産的基礎等の要件	9
<b>4 許可の有効期間</b>	9
<b>5 許可の基準（許可を受けるための要件）</b>	9
(1) 「建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通 省令に定める基準に適合する者であること」の要件	
(2) 「営業所専任技術者」の要件	
(3) 「誠実性」	
(4) 「財産的基礎等」（一般建設業と特定建設業の財産的基礎）	
(5) 「欠格要件等」	
<b>5-2 事業承継及び相続に係る認可</b>	17
(1) 「建設業許可業者としての地位を承継する」とは	
(2) 認可申請先となる許可行政庁の区分	
(3) 認可申請の対象にならないケース	
<b>6 許可申請・認可申請の手続</b>	19
(1) 手続の流れ	19
(2) 提出場所	19
(3) 処理期間	19
(4) 受付期間	19
(5) 提出部数	20
(6) 営業所調査	20
(7) 許可・認可通知書の交付	20
(8) 申請書又は届出書における押印の不要について	20
(9) 行政書士による代理申請について	21

(10) 許可申請の種類	22
<b>7 許可申請書の作成（提出書類一覧と記入上の注意）</b>	
(1) 閲覧する書類	24
(2) 閲覧しない書類	25
(3) 確認用の書類	26
<b>7-2 認可申請書の作成（提出書類一覧と記入上の注意）</b>	
(1) 閲覧する書類	29
(2) 閲覧しない書類	30
(3) 確認用の書類	32
<b>8 変更等の届出事項と提出書類</b>	35
<b>9 コード番号表</b>	
(1) 知事 許可コード番号	41
(2) 富山県市町村コード番号	41
(3) 専任技術者証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号	41
<b>10 技術者の資格・免許コード番号表</b>	42
<b>11 技術者の資格（指定学科）表</b>	45
<b>12 建設業の許可手数料等一覧表</b>	47
<b>〔記入例〕</b>	
建設業許可申請書表紙	50
(1) 建設業許可申請書（様式第一号）	51
(2) 建設業許可申請書（様式第一号）の別紙	
別紙一 役員等の一覧表	52
別紙二(1) 営業所一覧表（新規許可等）	53
別紙三 収入印紙、証紙はり付け用紙	54
別紙四 専任技術者一覧表	55
(3) 工事経歴書（様式第二号）	56
(4) 直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）	58
(5) 使用人数（様式第四号）	59
(6) 誓約書（様式第六号）	60
(7) 登記されていないことの証明書・身分証明書	61
(8) 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第七号）	62
別紙 常勤役員等の略歴書	63
常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第七号の二）	
第一面（建設業法施行規則第7条第1号ロ（1）に該当する場合の記入例）	64

第一面（建設業法施行規則第7条第1号ロ（2）に該当する場合の記入例）	65
第二面	66
第三面	67
第四面	68
別紙一 常勤役員等の略歴書（建設業法施行規則第7条第1号ロ（1）（2）該当）	69
別紙二 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	70
(9) 健康保険等の加入状況（様式第七号の三）	71
(10) 専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）	72
(11) 実務経験証明書（様式第九号）	73
(12) 指導監督的実務経験証明書（様式第十号）	74
(13) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）	75
(14) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）	76
(15) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 （様式第十三号）	77
(16) 株主（出資者）調書（様式第十四号）	78
(17) 営業の沿革（様式第二十号）	79
(18) 所属建設業者団体（様式第二十号の二）	80
(19) 主要取引金融機関名（様式第二十号の四）	81
(20) 事業主及び役員等名簿（富山県様式）	82
(21) 貸借対照表（法人用・様式第十五号）	83
(22) 損益計算書（法人用・様式第十六号）	86
(23) 株主資本等変動計算書（法人用・様式第十七号）	89
(24) 注記表（法人用・様式第十七号の二）	90
(25) 貸借対照表（個人用・様式第十八号）	93
(26) 損益計算書（個人用・様式第十九号）	95
(27) 営業所一覧表（更新） 別紙二(2)	96
建設業許可に係る変更等届出書表紙	97
(28) 変更届出書（様式第二十二号の二号）記載例	98
建設業認可申請書表紙	99
(29) 譲渡及び譲受け認可申請書（様式第二十二号の五）	100
(30) 営業所一覧表 別紙二（※相続の場合は「別紙一」）	102
(31) 合併認可申請書（様式第二十二号の七）	103
(32) 分割認可申請書（様式第二十二号の八）	105
(33) 相続認可申請書（様式第二十二号の十）	107